

熊本労働局発表
(局長 金谷 雅也)
令和8年8月10日

【照会先】
【労働者死傷病報告に関すること】
熊本労働局労働基準部健康安全課
課 長 中島 伸治
課長補佐 橋爪 眞二
(電話) 096-355-3186

【労災保険の請求に関すること】
熊本労働局労働基準部労災補償課
課 長 福田 浩規
労災管理調整官 竹下 和男
(電話) 096-355-3183

報道関係者 各位

令和8年熊本地震に関する各種団体への周知依頼について ～労働者死傷病報告と労災請求の周知依頼を行いました～

このたび、熊本労働局（局長 金谷 雅也）では、令和8年熊本地震に関連して、労働者死傷病報告と労災保険の請求に関する周知依頼を別添のとおり行いました。
また、熊本労働局ホームページにも掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

（熊本労働局HP）

○令和8年熊本地震で被災された方へ（労働行政関係）

https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage_02058.html

○業務中に被災した労働者がいる事業主の方へ（労働者死傷病報告について）

<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/content/contents/002767771.pdf>

○業務中もしくは通勤途中に被災された方・事業主の方へ（労災請求について）

<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/content/contents/002767765.pdf>

令和8年8月10日

【別記】関係団体の長 殿

熊本労働局労働基準部長

令和8年熊本地震に関連する周知について（依頼）

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震について、熊本労働局ホームページに別添のとおり、労働者死傷病報告の提出及び労災保険の請求について掲載をしております。

つきましては、被災状況の適切な把握と、被災労働者の迅速な救済のため、下記の事項について、傘下会員等への周知にご協力いただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

労働者が、就業中に地震の発生により負傷し、これにより死亡し、又は4日以上休業した場合は、労働基準監督署に労働者死傷病報告を行っていただきたいこと。（休業の日数が4日に満たない場合は、令和8年10月末までに提出いただきたいこと。）

労働者が、就業中もしくは通勤途中に、地震の発生により負傷し、これにより治療を受けた場合若しくは4日以上休業した場合又は死亡した場合には、労災保険給付を受けられる可能性があることから、労働者に対して「令和8年熊本地震で被災した場合の労災保険の取扱について」等を周知していただくとともに、労働者から労災保険給付の請求に係る事業主証明を求められた場合には速やかに証明を行っていただきたいこと。

ただし、本地震により、事業場等が一時休業している等から、事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求できること。

労働者やご遺族が、災害のため、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるように助力していただく必要があること。

(参考) 熊本労働局HP

○令和8年熊本地震で被災された方へ（労働行政関係）

https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage_02058.html

(担当部署)

○労働者死傷病報告関係

労働基準部健康安全課

電話：096-355-3186

○労災保険関係

労働基準部労災補償課

電話：096-355-3183

【別記】

熊本県経営者協会
熊本県商工会議所連合会
熊本県商工会連合会
熊本県中小企業団体中央会

令和 8 年熊本地震で業務中に被災した労働者がいる事業主の方へ

地震により建物が倒壊したこと等で負傷し、労働者が業務中の災害で死亡した場合や休業した場合には、事業主が所管の労働基準監督署に労働者死傷病報告を行っていただく必要があります。労働者死傷病報告には、労働者が死亡または休業 4 日以上の際に遅滞なく行っていただく必要がある「労働者死傷病報告（死亡及び休業 4 日以上）」と、労働者が休業 3 日以内の際に四半期終了後の翌月末日までに提出する必要がある「労働者死傷病報告（休業 4 日未満）」があります。

ご不明な点があれば、[所轄の労働基準監督署](#)にご相談・ご確認をお願いします。

提出者：被災労働者が所属している事業場

提出先：事業場の所在地を管轄する労働基準監督署

（参考）厚生労働省ホームページ

○労働者死傷病報告の提出の仕方を教えてください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/12.html

○労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されました（令和 7 年 1 月 1 日施行）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

○「労災かくし」は犯罪です。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/rousai/>

令和 8 年熊本地震で被災された場合の労災保険の取扱について

○業務中もしくは通勤途中に被災された方へ

【医療機関で診療を受けた場合】

業務中または通勤途中に、地震により負傷し、療養を必要とすると認められるときには、療養（補償）給付が支給されます。療養（補償）給付には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」があります。

「療養の給付」は、労災保険指定医療機関・薬局等（以下「指定医療機関等」といいます。）で、無料で治療や薬剤の支給などを受けられます。

「療養の費用の支給」は、近くに指定医療機関等がないなどの理由で、指定医療機関等以外の医療機関や薬局等で療養を受けた場合に、その療養にかかった費用を支給する現金給付です。

指定医療機関等かどうかにより、労災請求の様式が異なります。どの様式を提出すればよいかわからない場合にも、[所轄の労働基準監督署](#)にご確認をお願いします。

提出者：被災労働者、事業主

提出先：指定医療機関等（業務災害 様式第 5 号、通勤災害 様式第 16 号の 3 等）→病院・薬局

非指定医療機関等（業務災害 様式第 7 号、通勤災害 様式第 16 号の 5 等）→所轄の労働基準監督署

【休業が発生した場合】

業務中または通勤途中に、地震により負傷し、療養のため労働することができず、そのために賃金を受けていないことが確認できたときには、その第 4 日目から休業（補償）給付が支給されますので、[所轄の労働基準監督署](#)にご相談・ご確認をお願いします。

提出者：被災労働者、事業主

提出先：所轄の労働基準監督署（業務災害 様式第 8 号、通勤災害 様式第 16 号の 6）

○業務中もしくは通勤途中に被災された方がいる事業主の方へ

業務中または通勤途中に、地震により負傷もしくは亡くなられた労働者がいる事業主の方に
おかれましては、労災保険制度について周知していただくとともに、被災労働者やご遺族が、
災害等のため、労災保険給付の請求その他の手続きを行うことが困難な場合には、事業主は、
その手続きを行えるよう助力していただくようお願いいたします。

また、被災労働者から事業主証明を求められた場合には、速やかに証明を行っていただくよう
お願いいたします。

なお、本地震により、事業場等が一時休業している等により、事業主証明を行うことができない
場合には、事業主証明がなくても請求ができます。

(参考) 厚生労働省ホームページ

○労働災害が発生したとき

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/rousai/index.html

○労災補償・労働保険徴収関係

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/rousai/index.html

○主要様式ダウンロードコーナー（労災保険給付関係主要様式）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html

○労災保険指定医療機関検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousai_iryokensaku.html

令和 8 年 8 月 1 0 日

【別記】関係団体の長 殿

熊本労働局労働基準部長

令和8年熊本地震に関連する周知について(依頼)

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震について、熊本労働局ホームページに別添のとおり、労災保険の請求について掲載しております。

被災労働者の迅速な救済のため、傘下会員等への周知にご協力いただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

(参考) 熊本労働局HP

○令和 8 年熊本地震で被災された方へ（労働行政関係）

https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage_02058.html

○業務中もしくは通勤途中に被災された方・事業主の方へ（労災請求について）

<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/content/contents/002767765.pdf>

(担当部署)

熊本労働局労働基準部労災補償課

電話：096－355－3183

【別記】

日本労働組合総連合熊本県連合会
熊本県労働組合総連合
熊本県建築労働組合
一般社団法人熊本県建設業協会
一般社団法人熊本県建設産業団体連合会
一般社団法人熊本県建築協会
熊本県左官協同組合
一般社団法人熊本県鳶土工業連合会
熊本県電気工事業工業組合
一般社団法人熊本県電設業協会
一般社団法人日本アスベスト調査診断協会九州ブロック
公益社団法人熊本県建築士会
一般社団法人熊本県建築士事務所協会
公益社団法人全日本不動産協会熊本県本部
一般社団法人熊本県ビルメンテナンス協会
一般社団法人熊本県産業資源循環協会
一般社団法人熊本県防水工事業協会
熊本県塗装防水仕上業協同組合
熊本県優良住宅協会
熊本県住宅メーカー協議会
一般財団法人熊本県建築住宅センター
熊本県ビルリフォーム協同組合
熊本県住宅リフォーム協会
一般社団法人熊本県解体工事業協会
一般社団法人熊本県L Pガス協会
一般社団法人熊本県警備業協会

令和 8 年熊本地震で被災された場合の労災保険の取扱について

○業務中もしくは通勤途中に被災された方へ

【医療機関で診療を受けた場合】

業務中または通勤途中に、地震により負傷し、療養を必要とすると認められるときには、療養（補償）給付が支給されます。療養（補償）給付には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」があります。

「療養の給付」は、労災保険指定医療機関・薬局等（以下「指定医療機関等」といいます。）で、無料で治療や薬剤の支給などを受けられます。

「療養の費用の支給」は、近くに指定医療機関等がないなどの理由で、指定医療機関等以外の医療機関や薬局等で療養を受けた場合に、その療養にかかった費用を支給する現金給付です。

指定医療機関等かどうかにより、労災請求の様式が異なります。どの様式を提出すればよいかわからない場合にも、[所轄の労働基準監督署](#)にご確認をお願いします。

提出者：被災労働者、事業主

提出先：指定医療機関等（業務災害 様式第 5 号、通勤災害 様式第 16 号の 3 等）→病院・薬局

非指定医療機関等（業務災害 様式第 7 号、通勤災害 様式第 16 号の 5 等）→所轄の労働基準監督署

【休業が発生した場合】

業務中または通勤途中に、地震により負傷し、療養のため労働することができず、そのために賃金を受けていないことが確認できたときには、その第 4 日目から休業（補償）給付が支給されますので、[所轄の労働基準監督署](#)にご相談・ご確認をお願いします。

提出者：被災労働者、事業主

提出先：所轄の労働基準監督署（業務災害 様式第 8 号、通勤災害 様式第 16 号の 6）

○業務中もしくは通勤途中に被災された方がいる事業主の方へ

業務中または通勤途中に、地震により負傷もしくは亡くなられた労働者がいる事業主の方に
おかれましては、労災保険制度について周知していただくとともに、被災労働者やご遺族が、
災害等のため、労災保険給付の請求その他の手続きを行うことが困難な場合には、事業主は、
その手続きを行えるよう助力していただくようお願いいたします。

また、被災労働者から事業主証明を求められた場合には、速やかに証明を行っていただくよう
お願いいたします。

なお、本地震により、事業場等が一時休業している等により、事業主証明を行うことができない
場合には、事業主証明がなくても請求ができます。

(参考) 厚生労働省ホームページ

○労働災害が発生したとき

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/rousai/index.html

○労災補償・労働保険徴収関係

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/rousai/index.html

○主要様式ダウンロードコーナー（労災保険給付関係主要様式）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html

○労災保険指定医療機関検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousai_iryokensaku.html